

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年1月31日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300278号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300029号

第1 結論

昭和60年*月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年*月から昭和63年3月まで

請求期間当時、私は大学生であったが、私が20歳になった昭和60年*月頃に母親がA市役所B出張所で、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を金融機関で納付してくれていた。

資料として提出する父親の確定申告書(昭和61年分から昭和63年分)の写しから、請求期間当時、経済的に余裕があったことがわかるため、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたはずである。

請求期間が国民年金の未加入期間と記録されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、大学生であったが、20歳になった昭和60年*月頃に自身の国民年金の加入手続を母親がA市役所B出張所で行い、請求期間に係る国民年金保険料を金融機関で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、請求者から提出された年金手帳(国民年金手帳記号番号:*)には、「被保険者となった日」が平成4年4月1日と記載され、オンライン記録により確認できる当該日に係る請求者の国民年金の記録は、同年6月19日に入力処理されているため、請求者の国民年金の加入手続は、同年6月頃に初めて行われたと推認できることから、請求者は、請求期間において、国民年金に未加入であり、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の請求期間当時の住所地を管轄するA市は、請求期間に係る請求者の被保険者資格の届出状況及び国民年金保険料の納付状況について、確認できる資料は保管していないと回答している。

さらに、請求者の主張どおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、上記国民年金手帳記号番号のほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はない。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、実際に請求者の母親が国民年金保険料を納付したとする金融機関は、保存期間経過のため請求者の請求期間に係る納付状況を確認できる資料はない旨陳述している。

また、請求者から提出された父親の確定申告書の写しについて検証したところ、請求者は扶養控除対象親族であることが確認できるものの、国民年金保険料の支払が確認できる当該申告書の写しに記載されている国民年金の支払保険料額は、オンライン記録により確認できる父親の国民年金保険料の納付済期間の合計額と一致し、当該申告書の写しにおいて、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を確認することはできない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。